

令和7年第1回定例会議案説明資料

1	議案第2号 令和6年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管	
[1]	児童手当支給事業	P.3
[2]	指定管理施設における光熱費高騰対応	P.5
[3]	児童福祉施設等措置費	P.7
[4]	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る施設改修等補助	P.9
[5]	公立保育所建替え補助	P.11
[6]	保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業	P.13
[7]	保育所等におけるICT化推進事業	P.15
[8]	民間保育園等運営費	P.17
2	議案第41号 千葉市こども・若者基本条例の制定について	P.19
3	議案第42号 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について	P.21
4	議案第43号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	P.23
5	議案第44号 千葉市児童相談所条例の一部改正について	P.25
6	議案第45号 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	P.27
7	議案第46号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について	P.29
8	議案第47号 千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について	P.31
9	議案第48号 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	P.33

(こども未来局)

1 議案第2号 令和6年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管

[1] 児童手当支給事業

補正予算書35ページ

1 補正理由

児童手当制度において、令和7年6月に、国が定める「データ標準レイアウト」が変更されることに伴い、福祉システムの改修を行うため、所要の経費を補正予算として計上する。

なお、当該予算は国が令和6年度補正予算として計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 改修内容

令和6年10月分から制度改正が行われた、高校生年代や第3子以降の支給状況等について、システムの登録項目として追加する。

3 補正予算額

【歳出】

3,102千円

【財源】

国費 3,102千円(補助率10/10)

4 今後の予定

令和7年	4月	システム改修契約
	～5月	改修作業
	6月	供用開始

(こども未来局)

[2] 指定管理施設における光熱費高騰対応

補正予算書 35, 37 ページ

1 補正理由

原油価格・物価高騰の影響を受ける指定管理者に対し、増加した光熱費を支援することにより施設の適正な管理を確保するため、支援金を支給する。

2 補正予算額

【歳出】

15,245 千円

【財源】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率 10/10）

3 補正予算の内容

(1) 支援対象施設及び補正額内訳

光熱費の上昇により、令和6年度の管理運営費に「収支不足」が発生している指定管理施設

(単位：千円)

対象施設	補正額
子ども交流館	440
少年自然の家	14,805

(2) 支援内容

以下のいずれか少ない額に相当する額について支援金を支払う。

- ①管理運営業務における光熱費計画額と支出額の差額
- ②管理運営業務収支における収支不足額

4 今後の予定

令和7年3月～ 支援金の申請受付及び支払い

(こども未来局)

[3] 児童福祉施設等措置費

補正予算書 36 ページ

1 補正理由

延べ入所児童数の増加により不足する所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】

220,317千円

【財源】

国費 106,211千円

徴収金 6,005千円、一般財源 108,101千円

(単位：千円)

		補正前	補正後	補正額
事	業 費	1,054,174	1,274,491	220,317
内	国 費	518,304	624,515	106,211
	徴 収 金	12,792	18,797	6,005
訳	一般財源	523,078	631,179	108,101

3 補正金額の内訳

(単位：千円)

項 目	内 容	影響額
①延べ入所児童数の増加	当初予算：1,540人 決算見込み：2,037人 増加人数：497人 (+32.3%)	338,434
②施設事務費の支出減	児童を措置した施設への事務費支出の減	△118,117
合 計		220,317

(こども未来局)

[4] 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る施設改修等

補助

補正予算書 9, 36 ページ

1 補正理由

令和6年6月の児童福祉法の改正により、令和7年4月に施行される乳児等通園支援事業に関連する施設改修等に係る補助金について、国が令和6年度補正予算に前倒して計上したことから、所要の経費を補正予算に計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 事業概要

乳児等通園支援事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等及び事業所の ICT 化を推進する機器導入費用の一部を補助する。

3 補正予算額

【歳出】

7, 343 千円（補助金 6, 843 千円、備品購入費 500 千円）

【財源】

国庫補助金 5, 632 千円 一般財源 1, 711 千円

項目	内容（補助基準額）	補助率	予算額
改修費等 支援	・改修費 1 事業所当たり 4, 324 千円 ・賃借料（開設前月分） 1 事業所当たり 600 千円	国 2/3 市 1/12 事業者 1/4	3, 693 千円
ICT 化推 進	・入退室管理を行うためのタブレット型端末 の導入等 1 事業所当たり 200 千円 ※公立施設は、備品購入費で対応	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4 (公立施設 国 1/2 市 1/2)	3, 650 千円
合計			7, 343 千円

4 今後の予定

令和7年 4月～ 5月 交付申請、交付決定

11月～12月 実績報告

令和8年 1月～ 2月 対象施設への支払い

※備品購入は、令和7年4月中を予定

(こども未来局)

[5] 公立保育所建替え補助

補正予算書 10 ページ

1 補正理由

千城台東第一保育所の建替え・民営化において、新園舎開園・民間移管を令和7年4月に予定していたところ、入札の不調、鉄鋼資材の調達遅れにより工期が延長となり、新設保育園の新園舎建設工事の竣工が遅れる見込みであるため、繰越明許費の設定を行うもの。

2 補正予算の内容

(千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	公立保育所改築事業	288,727

(1) 民間移管後の新設保育園

名称：(仮称)小ばと会ちしろ保育園

整備・運営法人：社会福祉法人 小ばと会

所在：千葉市若葉区千城台南1-19-2 (千城台南小学校跡地の一部)

定員：130名

(2) スケジュール

【当初】

令和6年6月 整備・運営法人による新園舎建設工事開始

令和7年3月末 新園舎竣工

4月 民間移管・新園舎での保育開始

【変更後】

令和6年9月 整備・運営法人による新園舎建設工事開始

令和7年4月 民間移管 (千城台東第一保育所は3月末で廃止)

現所舎にて整備・運営法人が保育を開始

5月 新園舎竣工 (見込み)

5月以降 新園舎での保育開始

(こども未来局)

[6] 保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業

補正予算書 10, 36~37 ページ

1 補正理由

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション設置等に係る所要の経費を補正予算として計上する。

なお、当該予算は国が令和6年度補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 補正予算の内容

(1) 対象施設

市内の公立保育所、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設*

※届出のある認可外保育施設（ベビーシッターを除く）

(2) 補助内容

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室・記録用カメラ等の設置費用

(3) 補助率

ア 公立保育所

国 1 / 2、市 1 / 2

イ ア以外の対象施設

国 1 / 2、市 1 / 4（事業者 1 / 4）

(4) 補助基準額

1 施設あたり 100 千円

3 補正予算額

【歳出】 16, 100 千円

【財源】 国庫支出金 9, 900 千円、一般財源 6, 200 千円

4 今後の予定

令和7年	4月～	5月	対象施設に周知、交付申請
	6月～	7月	交付決定
	11月～	12月	実績報告
令和8年	1月～	2月	対象施設への支払い

※ 公立保育所では必要な物品を第二四半期に配置

(こども未来局)

[7] 保育所等におけるICT化推進事業

補正予算書9, 36ページ

1 補正理由

保育士等の負担軽減及び保育の質の確保のため、保育所等におけるICT化推進事業に係る所要の経費を補正予算として計上する。

なお、当該予算は国が令和6年度補正予算に前倒して計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うもの。

2 事業概要

保育士等の負担軽減を図り、保育の質を確保すること等を目的として、書類作成業務等の保育業務支援システムの導入等に係る所要の経費を補助するもの。

補助対象事由	補助対象事由の内容	補助対象施設
(1) システム導入等	児童の登降園管理など、一定の機能を有するシステム等を導入するために要した費用について、導入する機能数に応じた補助を実施するもの。	・ 民間保育園 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 小規模保育事業
(2) 翻訳機器購入等	外国人児童の保護者等とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用を補助するもの。	・ 事業所内保育事業 ・ 家庭的保育事業
(3) 認可外保育施設におけるシステム導入等	認可外保育事業所において、保育従事者の業務負担を軽減すること等を目的として、児童の登降園管理等の機能を有するシステム等を導入するために要した費用について補助を実施するもの。	・ 認可外保育施設 (ベビーシッターを除く)
(4) 一時預かり事業に係るシステム導入等	一時預かり事業利用希望者の手続負担の軽減や、実施事業者の負担軽減等を目的として、空き状況の確認や予約手続き等を行うためのシステム導入に要する経費を助成するもの。	・ 一時預かり事業を実施する事業所

※いずれの事由も補助対象経費の負担割合は、国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

3 補正予算額

【歳出】 保育所等におけるICT化推進事業費 22,308千円

[内訳]

(1) システム導入等	19,650千円
(2) 翻訳機器購入等	1,008千円
(3) 認可外保育施設におけるシステム導入等	150千円
(4) 一時預かり事業に係るシステム導入等	1,500千円

【財源】 国費 14,869千円、 一般財源 7,439千円

4 今後の予定

令和7年 4月～ 5月 対象施設に周知、交付申請
6月～ 各施設の申請状況に応じて、交付決定・支払い

(こども未来局)

[8] 民間保育園等運営費

補正予算書 36 ページ

1 補正理由

延べ入所児童数の増加や公定価格の単価増などにより不足した所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】 4, 411, 994 千円

【財源】 国費 2, 151, 088 千円、県費 1, 075, 544 千円
 保育料 109, 820 千円、一般財源 1, 075, 542 千円

(単位：千円)

		補正前	補正後	補正額
事	業 費	24,528,303	28,940,297	4,411,994
内 訳	国 費	11,756,632	13,907,720	2,151,088
	県 費	5,262,266	6,337,810	1,075,544
	保 育 料	1,816,088	1,925,908	109,820
	一般財源	5,693,317	6,768,859	1,075,542

3 補正金額の内訳

項 目	内 容	影響額
① 延べ入所児童数の増加	当初予算：201,559人 決算見込み：208,654人 増加人数：7,095人 (+3.5%)	12.6億円
② 国人事院勧告による影響	国人事院勧告による公定価格の単価増、及び 当該単価増に伴う処遇改善等加算額の増額	31.5億円
合 計		44.1億円

(こども未来局)

2 議案第41号 千葉市こども・若者基本条例の制定について

議案書86～101ページ

1 制定の背景及び趣旨

本市ではこれまで、こども・若者施策を重要施策の一つと位置付け、千葉市こどもプランに基づき様々な取組みを進めてきたが、増加する児童虐待事案や不登校・ひきこもり事案等への対応が喫緊の課題となっている。こうした状況の中、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、おとなとして将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的として、条例を制定する。

2 主な内容

項目	主な内容
前文	・ 条例の必要性等について、こどもにもわかりやすい表現に留意して説明
第1章 総則	・ 目的や定義、基本理念など、条例の基本的な事項
第2章 こどもや若者の権利の保障	・ こどもの権利に関する基本的事項や5つの柱、家庭や施設等における権利の保障 ・ こどもの権利が侵害された場合の相談や救済 ・ 相談や支援など、若者の権利の保障
第3章 こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画	・ 日常生活における意見表明の保障、計画策定等に当たって意見を聴く機会の確保 ・ 計画策定や施策実施、施設運営等への意見の反映 ・ 社会参画の促進のための周知啓発や機会の設定
第4章 こどもや若者に関する施策の推進	・ こどもや若者、養育者等に対する支援など、施策の推進に関する市の方針 ・ 施策を総合的・計画的に推進するためのこども計画の策定 ・ 市内部の連携や調整を強化する体制の整備 ・ 計画の推進状況の検証のため、附属機関による審議やこども・若者からの意見聴取

3 施行期日

令和7年4月1日

4 その他

(1) 制定に向けた取組み

当事者であるこどもや若者をはじめ、多くの市民の方の意見を聴き、可能な限り条例案に反映させるため、以下の取組みを実施した。

- ・千葉県こども基本条例検討委員会の設置及び同委員会による審議
- ・シンポジウムの開催
- ・小学生以上を対象としたアンケート調査の実施
- ・条例検討委員会におけるこども・若者からの提言発表
- ・パブリックコメント手続の実施

(2) 千葉県こども基本条例検討委員会設置条例の廃止

千葉県こども・若者基本条例の制定によって設置目的を果たすため、千葉県こども基本条例検討委員会を廃止する。

3 議案第42号 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案書102～114ページ

1 制定の趣旨

これまで一時保護施設は児童養護施設の設備及び運営の基準を準用することとされていたが、国において、新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が制定されたため、児童福祉法の規定に基づき、千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

2 条例の内容

ア 対象施設

千葉市が設置する一時保護施設

イ 基準の概要

本条例は、児童福祉法に基づき、一時保護施設における職員配置、設備、運営に関する基準を定めるものであり、条例を定める際の基準となる国基準と同様の基準を定めるほか、次の事項について、本市独自の上乗せ基準を設ける。

【独自の上乗せ基準（本市の社会福祉施設で共通の独自基準）】

大規模災害が発生した場合に施設利用者へ適切なケアを確保できるよう、非常食、飲料水等の非常用物資の確保に係る基準を設けるもの。

国基準	千葉市基準
なし	一時保護施設は、地震その他の非常災害に備え、入所している児童のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※経過措置

- ・設備に関する基準について、現に存する施設は従前の基準を準用
- ・職員に関する基準について、令和8年3月31日までは従前の基準を準用

3 施行期日

公布の日

【参考】一時保護施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の概要

一時保護施設の設備及び運営について条例を定めるための基準で、職員配置、設備、運営について規定されている。

■ 基準の主な内容

1 職員配置に関する事項

ア 児童指導員及び保育士の数

2歳未満児：1.6人当たり1人以上 2歳児：2人当たり1人以上

3歳児以上：3人当たり1人以上

イ 心理療法担当職員の数

児童おおむね10人につき1人以上

ウ 夜間の職員配置

夜間、職員2人以上の配置（ユニットの場合はユニットごとに職員1人以上）

※ユニット 少人数で出来る限り家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、居室、リビング、浴室、便所を一体的に配置すること

エ 管理者等

管理者及び指導教育担当職員の配置

オ 職員の資格等

児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員の資格を規定

2 設備に関する事項

ア 居室、学習室、屋内又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室（定員30人以上の場合）を設けること

イ ユニットを整備するように努めること（利用定員概ね6人以下）

ウ 居室の定員及び面積

乳幼児：1室6人以下、1人当たり3.3㎡以上

児童：1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上

少年（小学校就学から満18歳に達するまで）：1室1人、1人当たり8㎡以上に努めること

エ 居室や生活の場は、児童の年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、プライバシー等に配慮すること

3 運営に関する事項

ア 非常災害対策・安全計画の策定等

イ 児童の権利擁護等

- ・一時保護を行うに当たっての理由その他必要な事項についての児童への説明
- ・正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこと
- ・施設等により児童の行動を制限してはならないこと
- ・合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならないこと

ウ 職員の知識及び技能の向上等

エ 衛生管理・食事等

- ・設備、食器等の衛生管理、感染症又は食中毒の予防、清潔な衣服の提供
- ・食事の内容（変化に富んだ献立、必要な栄養量の含有）
- ・児童の状況に応じた医師又は歯科医師による診察その他必要な措置

オ 養護、生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

- ・安定した生活環境を整えること
- ・児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立すること
- ・適正な相談、助言、情報提供等による学習の支援
- ・児童の希望や環境等を勘案した通学の支援その他必要な措置を講ずること
- ・親子関係の再構築等に必要な支援

カ その他（関係機関との連携など）

4 議案第43号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案書115～122ページ

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準について国基準と同様の基準を設けるほか、所要の改正をするもの。

2 改正内容

以下の改正を行う。

(1) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準の追加

児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）により創設された里親支援センターについて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（府令）と同様の内容を定める。

※里親支援センター 里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

【参考】里親支援センターの設備及び運営に関する基準の概要

ア 職員 センターの長、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者

イ センターの長の資格要件 社会福祉士等であり、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有するものであって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者であること。

ウ 里親支援 里親制度等の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、里親委託の推進等を包括的に行うこと。

エ 業務の質の評価等 自らその行う業務の質に評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図ること。

(2) 給付金として支払を受けた金銭の管理に係る対象施設に母子生活支援施設を追加

令和6年10月1日から児童手当の支給対象が18歳到達の年度末までに拡大されたことにより、母子生活支援施設に入所中の世帯で母が18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にあるものについては、当該施設の設置者に対して児童手当を支給することとされた。

これに伴い、基準府令が改正され、給付金として支払を受けた金銭の管理についての規定（第12条の2）の対象施設に母子生活支援施設が追加されたため、

(こども未来局)

府令と同様に、対象施設に母子生活支援施設を追加する。

(3) 栄養士法の一部改正に伴う管理栄養士の追加

ア 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

配置すべき職員について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

イ 保育所

保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている配慮について、

「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(3)の改正は、令和7年4月1日。

(こども未来局)

6 議案第45号 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

議案書125～136ページ

1 制定の趣旨

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営基準を定める。

2 制定の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和6年6月12日に改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、児童福祉法において乳児等通園支援事業制度（※）が創設された。同法第34条の16第1項において、運営に関する基準を「条例で基準を定めなければならない。」としていることから、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

（※）乳児等通園支援事業

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

3 条例の主な内容

設備及び職員等の基準については、内閣府令と同じ規定とする。

そのほか、内閣府令とは別に「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する他の施設（保育所など）と同様に、非常災害に備えた物資の確保に関する規定を設ける。

・内閣府令の主な項目

	項目	基準
設備	乳児室	こども一人につき1.65㎡以上
	ほふく室	こども一人につき3.3㎡以上
	保育室又は遊戯室	こども一人につき1.98㎡以上
職員	配置基準	・乳児3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満6人につき1人以上
	保育士資格	半数以上 (保育士以外の従事者は、子育て支援員研修等をを修了した者とする)

・内閣府令とは別の市独自の基準

非常災害 (第6条第3項)	地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める
------------------	---

4 施行期日

令和7年4月1日

(こども未来局)

7 議案第46号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について

議案書137～138ページ

1 改正の趣旨及び内容

都保育所、千城台東第一保育所及び弁天保育所の建替え・民間移管にあたり、現保育所を廃止するため、また、高浜第一保育所と高洲第二保育所の統廃合に伴い、高浜第一保育所を廃止するため、条例の一部を改正する。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 説明経緯及び今後のスケジュール

(1) 建替え・民間移管

令和4年 3月 保護者説明会開催(千城台東第一保育所のみ実施)

7～9月 住民説明会

10月 建替実施計画策定

11～12月 保護者説明会開催

住民説明会

令和5年 8月 整備・運営法人*決定

(社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会において審議)

令和5年10月 三者協議会開催(以降、概ね2～3か月ごとに開催)

令和6年度 共同保育実施

移転先用地に新園舎建設開始

令和7年 4月 民間移管

都保育所、千城台東第一保育所、弁天保育所 廃止

※整備・運営法人の概要

項目	都保育所
法人名	学校法人 増田学園
法人所在地	千葉市中央区道場北1-17-6
代表者	理事長 増田 和人
運営実績	認定こども園 千葉女子専門学校附属聖こども園

※整備・運営法人の概要

項目	千城台東第一保育所
法人名	社会福祉法人 小ばと会
法人所在地	千葉市緑区おゆみ野中央 2-7-7
代表者	理事長 村松 重彦
運営実績	認定こども園 小ばと幼稚園 認可保育園 グレース保育園 小ばと会なでしこ保育園

※整備・運営法人の概要

項目	弁天保育所
法人名	社会福祉法人 まくはり福志会
法人所在地	千葉市花見川区幕張町 4-608-1
代表者	理事長 志村 学
運営実績	認可保育園 幕張いもっこ保育園

(2) 統廃合

令和2年11月	保護者説明会開催
令和3年12月	統合・建替実施計画の公表
令和3年12月	保護者説明会開催【以降随時開催】
令和6年 1月	住民周知文回覧
令和7年 4月	統廃合実施 高浜第一保育所 廃止
令和8年度	新園舎建設工事開始
令和9年度	新園舎建設工事完了、保育開始

統廃合計画（位置図）



8 議案第47号 千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について

議案書139～140ページ

1 改正の趣旨

千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会の審議調査事項及び特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証対象範囲に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項を加えるため、条例の一部を改正する。

2 改正の経緯

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和6年6月12日に改正され、令和7年4月1日より、新たに規定された乳児等通園支援事業（※1）について、市以外の者が事業を行う場合の市長の認可にあたり、児童福祉審議会（※2）に意見を聴かなければならないとされたことによるもの。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設等における死亡事故やその他の重大事故についての分析及び再発防止策の検討を目的として、児童福祉専門分科会に「特定教育・保育施設等重大事故検証部会」が設置されており、乳児等通園支援事業の創設に伴い、同様の対応が必要であることから、検証対象の範囲に乳児等通園支援事業を追加するもの。

※1 乳児等通園支援事業…保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

※2 児童福祉審議会…児童福祉法に規定されている諮問機関。本市においては、千葉市社会福祉審議会が該当する。

3 改正内容

児童福祉専門分科会設置認可部会の審議調査事項及び特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証対象範囲に乳児等通園支援事業を追加する。

4 施行期日

令和7年4月1日

(こども未来局)

(こども未来局)

**9 議案第48号 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について**

議案書141～142ページ

1 改正の趣旨

国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国基準と同様に改正をするもの。

2 改正内容

副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば良い特例期間を10年間から12年間に改める。

3 施行期日

公布の日